

平成30年度 署・建災防合同 年末年始

建設現場パトロールを実施

名護労働基準監督署では、平成30年12月7日に、平成30年度における「署・建災防合同年末年始建設現場パトロール」を建設業労働災害防止協会沖縄県支部北部分会とともに実施しました。

これは、建設業年末年始労働災害防止強調期間（平成30年12月1日から平成31年1月15日）中の取り組みとして、署と建災防が連携して、建設工事現場に対するパトロールを実施し、管内建設業者の安全衛生意識の高揚と自主的安全衛生管理活動の推進を図ることを目的として毎年実施しているもので、今年度は7月に続いて2回目の実施となりました。

パトロールに先立って名護労働基準監督署にて行われた出発式では、建災防北部分会長及び名護労働基準監督署長の挨拶、対象現場の確認をした後、名護地方合同庁舎玄関前において、安全衛生旗に向かって参加者全員による指差唱和を実施しました。



出発式にて訓示を行う 安慶名名護労働基準監督署長

出発式後、署の職員及び建災防北部分会の安全指導員が、それぞれ1班（主として名護市内の建設現場を対象。以下同じ）、2班（本部町、今帰仁村）、3班（大宜味村、東村、国頭村）に分かれ、管内の建設現場計17現場に対してパトロールを実施しました。

パトロール実施後、再び名護労働基準監督署に集合し、各班別にパトロール実施状況と改善指摘事項の確認を行いました。

各班の安全指導員からは、

- ・ 足場における墜落防止措置及び物体の落下防止措置の徹底
- ・ 足場と躯体間の墜落防止のための渡り通路の設置の徹底
- ・ 足場上における資材の仮置き禁止
- ・ 足場の手すりや筋交い等を取り外して作業を行った後の、速やかな復旧の徹底
- ・ 作業主任者の確実な選任及び現場内への表示の徹底
- ・ 移動式クレーンにおける過巻防止装置の確実な点検の実施（不備のある機械について使用禁止）

等の指摘がなされ、それぞれの現場責任者に対して改善を求めました。

最後に、名護労働基準監督署長が講評を行い、平成30年は平成になって最多の労働災害を記録した昨年と比べて発生件数が横ばいである、高止まり傾向にあること、工事件数は増加傾向にあるが今後も継続して署と建災防が連携して労働災害防止対策を講じていくことが必要であること、を確認しました。



参加者全員による、年末年始労働災害防止強調期間スローガンの指差唱和の様子